

行政書士とうきょう 増刊号

Apr.2011 no.2

 東京都行政書士会

Puente

Vol.2

Opinion 家族介護と介護保険制度の在り方

特集 ● 「学校問題」を考える



東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

TEL.03-3477-2881

FAX.03-3463-0669

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

CONTENTS

- ・ オピニオン—家族介護と介護保険制度の在り方
- ・ 特集「学校問題」を考える—いま、学校が大変だ！
- ・ 帆を張る—発信する行政書士の業務外活動ファイル その2
行政書士の3.11。個人として、家族の一員として、そして行政書士として、
「震災後」を生きること。
- ・ 法律実務検証—家事事件における行政書士の役割
- ・ Column「自炊」に関する—考察
- ・ もう一度考えたい法律と制度シリーズ その2
—他国の移民政策から振り返る日本の外国人政策
- ・ 活動レポート01 02 03
- ・ インフォメーション
- ・ 編集を終えて

家族介護と 介護保険制度の在り方 — 精神医療の立場から —



野の花メンタルクリニック

医師 野田 順子

介護の仕事はもともと家庭内で女性が担ってきた。昔は多産多死であったから10人前後の子どもを産み、閉経する50歳ごろには生殖年齢の終わりとともに、寿命を終えることが一般的であった。男性の平均寿命も同じくらいであったので介護の問題も今ほどではなかっただろう。2000年に介護保険法が作られたのは、近代国家の中でもずば抜けて早く高齢化を迎える超高齢化社会を見据えてのことだった。介護者数に比べて被介護者数が増え、両者が高齢化して老老介護が現実的になってきた。昨年の夏、右脳梗塞で半身不随の夫(73)を17年間自宅介護していた妻(65)が夫に何度も頼まれた末に、夫の首をタオルで絞めて窒息死させ、自分も死のうとしたが生き残ったというニュースがあった。高齢者がかわる家庭内の殺人は介護疲れが原因と報道されることが目を引く。2055年には4人に1人が75歳以上になるという推計があり、介護状況はますます厳しくなっていくと思われる。

少子高齢化というが、社会の中で子どもと老人は弱者として共通しているところがある。産まれた赤ちゃんを殺してしまう「間引き」や役に立たなくなった老人を山の中においてくる「姥捨て」は、食料の少ない時代、個人の権利や尊厳が意識されていない時代、共同体の中で認知された行為だった。第2次世界大戦が終わり、日本国憲法ができて女性にも参政権が認められ、次第に弱者の視線で物事を捉えるようになると、「間引き」や「姥捨て」は個人に対する暴力行為であることが認識されてきた。2000年に児童虐待防止法、2001年にDV防止法などの法的整備も進んだ。精神医学では暴力が病気を引き起こすこともあり、病気の症状として暴力が見られることもあり、心と力による暴力は大きなテーマである。

さて、介護と精神医療の話に戻るが、先ほどの事例のように被介護者が自分の置かれた状況に耐えられず、適応障害やうつ病になることがある。病後うつ病では病前と変わってしまった自分を受容できず、なぜこの私が病気にと運命を呪い、周りに迷惑をかけていると自責的になる。この悪循環が続いてうつ病になり死を望んでしまう。これは怒り、攻撃性、暴力を自分に向けている状態と考えられる。逆に他者、特に介護者に対してイライラし罵詈雑言を吐き、実際に暴力を振るう人もいる。この場合は介護者が介護疲れとなりうつ病になる可能性が高い。また、介護者も被介護者も長年の暴力の被害者としてPTSD(外傷後ストレス障害)を発症することがある。

家族による介護は密室における育児と同じように閉塞性が高い。時に、介護疲れに陥った介護者が、今まで暴力的だった弱くなった被介護者に暴力を振るうという逆転現象が生じる。暴力は連鎖の傾向があり、子ども時代に虐待を受けていた人が親の介護をせずに見捨てることもある。暴力を類型で分けると身体的暴力、性的暴力、心理的暴力、ネグレクト(無視、放棄)、経済的暴力があり、重複することも多い。2006年には子ども虐待、DVだけでなく、高齢者虐待に対し高齢者虐待防止法が議員立法で制定された。

介護保険法は3年に一度見直されるが、2006年第Ⅲ期には給付者が年々増え財源の不足を見越して適正化がいわれた。また、利用者が重度化したという評価が出て予防重視がいわれた。そのため介護認定度が下がる人が多く、従来からのサービスが制限され自己負担額が増えた。特に家族が同居している場合は生活援助が以前に比べて減った。精神

医療からすると、老老介護や経済的に仕事と介護を同時にしている同居家族など介護が重く感じる家庭にこそ、ヘルパーという第三者の目と耳と心と力が入り、介護が社会的になることが、精神疾患や悲惨な事故の予防として一番重要なことである。加齢は当たり前の自然現象なので、自治体により運用の差が大きいという現状を「必要な人に必要なサービスを」に変えていきたい。

また、2000年に禁治産・準禁治産制度に替わり成年後見制度が作られた。認知症、知的障害、精神障害で判断能力が不十分な人に代わり、財産の管理、介護などのサービスの契約などで本人を守り、支援する。精神医療の現場では判断能力の書類を書くことが多くなり、後見人が法律行為で本人の権利を守ることが以前より増えた。これからは法律行為と共に心のこもったサポートが後見人には求められると思う。この文章を書いている最中の2011年3月11日に東日本大震災が発生した。地震、津波は自然災害であって個人の自己責任という観点からは語れない。高齢化社会もある意味

で自然現象がゆっくりと進んでいる地震や津波のようなものであると捉えなおしたらどうだろう。社会として2000年以降様々な法律ができ、仕組みが整えられてきている。それらをより使いやすく変え、災害ボランティアのように心や力を貸せる人が必要などころに心や力を注げば、皆で家族介護の負担を減らすことができると思う。

野田 順子 (のだ じゅんこ) PROFILE

精神保健指定医
三鷹市子ども家庭支援センター嘱託医
三重大学医学部卒業
東京医科歯科大学神経精神医学教室入局を経て、
都立松沢病院
東京都総務局健康管理課
都立東村山福祉園
国立公衆衛生院
(現国立保健医療科学院) 精神保健室
東京都職員共済組合青山病院神経科
以上に勤務。
平成13年野の花メンタルクリニックを開設する。



特集 「学校問題」を考える

いま、学校が大変だ！

精神疾患などにより2009年度中に休職した全国の教員は、5,458人と過去最高を更新し、精神疾患での休職者は17年連続で増加するなど、多くの教職員が疲弊している。文部科学省の教員勤務実態調査（平成18年度）によると、小中学校教職員の約84%が「教員が行うべき仕事が多い」と感じ、その中でも約70%余が「保護者等への対応が増えた」と回答している。

また、全国の公立小中学校610校を抽出した調査（平成21年度）では、その約55%が学校給食費の未納問題に直面しており、さらに平成22年9月には、ついに小学校教師が児童の保護者を提訴するという事態が起きた。いったい、いま、学校では何が起きているのだろうか？

（取材：広報部特集班・田村通彦・高橋敦子・森紋子・大門則亮）

先生の気持ち

公立小学校4年生のクラス担任森田陽子教諭

（仮名）30歳は言う。「とにかく業務量が多いのです。授業はもちろんのこと、作成しなくてはならない報告書、プリントやテストの丸つけ、自宅に持って帰って毎日夜中まで作業しています。保護者からのクレーム？もちろんあります。でも、私はあえてモンスターペアレントという言葉は使わないように気を付けています。そう呼んだ途端に、もう学校と親が断絶してしまい、二度と話ができなくなってしまいそうだから。無理難題はおっしゃいます。学校のきまりなのに『ウチの子だけは携帯持たせろ』とか『ウチの子だけ自転車通学させろ』とか。家庭で起きた問題まで学校の責任にされることもあります。直接言ってくるのならまだしも、突然、校長宛に弁護士から内容証明が送られてきたり、父親から教育長に電話であの教師辞めさせろ！なんて言われたり…もうへとへとです。」

教員、保護者のインタビューを通して感じたのは、「被害者意識が強い」ということだ。先に被害者になってしまえば有利である。「なぜ相手はそのようなことをするのか？」という対話を飛ばして「私はやられた、損害賠償しろ」と言えば、裁判が始まり、最後には結果を得られる。これは大人社会の話だが、子供の社会であるはずの学校が同じことになろうとしている。なぜ、対話が飛ばされるのか？教員は保護者の意見を恐れ、保護者は教員・学校への信頼を失っていることに原因の一端はあろう。モンスターペアレントに関する話題がある反面、保護者には自分の子供を「人質」に取られているから学校に強いことは言えないという意識もうかがえる。

誠之小学校学友会副会長鮫島明良さんはこう言う。「みんな学校を良くしたいと思っています。文部科学省や東京都の学校支援地域本部などの取り組みもあります。でも、まだまだこれから。いろいろな立場・業種の大人が学校に入って行ってほしい。それから、学校の中で、何か法律的なトラブルになると弁護士に解決を任せることが多いのですが、これは、学校という場にはすぐわないと思います。つまり、卒業しても同窓生として一生の付き合いをする、地域で顔を合わせて暮らしていく、そんな人間同士の問題解決ということでは、カウンセラーなどに相談するレベルから、突然裁判するレベルに行ってしまうのではなく、その中間に位置する解決方法が欲しい気がします」

親の気持ち

小学校4年生児童の母親鈴木由理（仮名）38

歳は言う。「担任の森田先生は、若いのでちょっと頼りない感じですね。だいたい大学卒業してすぐにセンセイって呼ばれるのが変ではないですか？娘が1学期にいじめを受けているようで相談に行ったのですが、全くその事に気づいていませんでした。その後も私が何か言うと『学校側も努力しているのですよ。分かってください。』ってすぐに返答なさるの。私が口を開くと全部クレームだと思ふみたい。他の親御さんたちも、担任と話す気にはもうなれなくなったと言ってますよ。台詞みたいにオウム返しなさるのだけど全然気持ちが入っていない感じですよ。」

文京区学童保育連絡協議会会長下村功さんは言う。「学童期はとかく自分の周囲数人の人間関係がすべてのように思えてしまう。子供たちにとって、学童保育は、放課後に学年を超えた子供同士がふれ合い、揉まれる中で人間関係も学べる場です。母親ばかりに負担が偏ることなく、父親も含めて地域で子育てに大いにに関わり、子供たちの生育環境を

より豊かにすることは重要です」

子供たちが豊かに成長していくはずの場である学校。本来ならば、関係者が活発に情報を提供したり、意見を交換し、問題があるのならば改善点を探しメスを入れ、新しい企画は取り入れ、笑顔溢れる場所として支え運営すべきである。ところが、いま日本の学校で起きている問題を直視すると、つまるところ「関係者のコミュニケーションが成り立っておらず、連携が機能していない」という事実起因するところが大きいのである。

学校を巡る様々な取り組み

いかがであろうか？立場が違う学校関係者へのインタビューからも、学校には様々な問題が山積していることが見て取れる。ただ、行政や自治体、関係諸機関も手をこまねいているわけではない。教育を充実させ、学校を良くしようとする様々な取り組みを積極的に行っている。ここでは、それらの取り組みのうちふたつものを紹介したい。ひとつは前出の学校問題の解決をサポートする「学校問題解決サポートセンター」の存在、もうひとつは、小中高校生に法的な考え方を身につけさせる「法教育」というユニークな取り組みだ。

●学校問題解決サポートセンター

まずは学校問題解決サポートセンターから見ていく。文京区本郷、外堀通り沿いの都立工芸高等学校の建物に隣接する東京都教育相談センター内に学校問題解決サポートセンターはある。学校問題解決サポートセンターは、保護者からの要望への対応など、学校のみでは解決困難な問題について、公平中立な立場で解決をサポートするために設置された機関だ。東京都教育委員会が設置した機関で、設置年度は平成 21 年とまだ新しい。

事業の中心は保護者や区市町村立学校などから電話で相談を受け、助言をすることだ。助言をするのは学校問題支援員と呼ばれる元校長経験者である。学校問題支援員は、センターの非常勤職員で、現在は 3 名が在籍している。また、相談案件によっては、センターが委嘱した弁護士や精神科医、行政書士などの専門家等の助言が必要になることもある。そのような場合には、センターが相談案件に適した専門家等の意見を聞いた上で、その意見を相談者に伝えるという方法をとっている。それでも、解決が困難であるとセンターが判断した場合には、当事者双方からの合意を得た上で、専門家等で構成する会議で双方の意見を聞き、公平・中立的な

立場として解決策を提示することになる。

「相談時間は、おおむね 1 時間から 1 時間 30 分くらいになる。3 時間から 5 時間という長丁場になったこともあった」と語るのはセンターの事務局担当者だ。「子どもにとってどのような解決がもっともよいのかを考え、公平中立な立場でサポートすることが大切。相談者である保護者や学校にとっての解決策が、必ずしも子どもにとっての解決策になるわけではない」からだ。ただ、センターに強制力はないので、センターが直接学校に助言するとともに、区市町村教育委員会と連携しながら、問題の対応にあたることになる。

センターが公表している相談状況統計をみると、平成 21 年、22 年ともに、センターへの相談者は保護者がもっとも多く、相談案件は、子どもへの指導に対する学校への不満が断トツにトップだ。つまり、学校の対応に不満を持った保護者がセンターに連絡をしてくるのだ。今回、学校問題の取材を進めるなかで、保護者からのクレームの増加の原因に学校の対応のまずさや教員のコミュニケーション能力不足があるのではないかという話をよく聞いた。そうであれば、学校側がしっかりとした対応をしていれば、保護者に不満が生じることはなく、ひいては無理難題や過剰な要求にまで発展してしまう状況も避けられるのではないだろうか。その辺の事情を、センターに訊いてみた。

「例えば、問題が発生した場合、保護者としては、まず気持ちを受け止めてもらいたいという思いがある。ただ、学校も忙しい。それでも時間を作り対応にあたってはいるが、すぐに回答をすることは難しい。学校としても一生懸命やっているのだが、保護者とすれば、すぐに回答が欲しい。そこに時間のずれが生まれ、不満が生じる。このような場合、回答がでるまで、保護者に対して適宜経過報告をするなどの方法がある。そのようなコミュニケーションの取り方が大切になる。問題がこじれる前に相談してほしい」

学校の対応能力を向上させるに越したことはない。現にセンターでも保護者からの苦情に対する学校の初期対応能力の向上に向けた取り組みとして、クレーム対策の専門家や行政書士などの法律の専門家などによる講演会や個別相談会などを行っている。ただ、学校の対応や教員のコミュニケーション能力が、保護者の不満を生むほど劣っているとは思えない。確かに問題ある教員などはいらるだろうが、ほとんどの学校では、保護者から要求があった場合、うまく対応しているからだ。クレーム対策や法律問題ならいざ知らず、保護者からの要求であれば、学校や教員は、それなりに経験を積んでいるはずだ。おそらく、センターが言うように時間のずれなどちょっとした齟齬があった場合に、保護者が不満を抱くのではないか。そして、齟齬が齟齬を招くようなスパ

イラルになったとき、不満を募らせ、我慢の限界を超えてしまうのではないだろうか。当事者がずれや齟齬に気づくのは難しい。当事者同士で解決するのはもっと難しい。当事者同士で話し合い、解決するのがベストだが、感情的なものが入り込むと、解決は容易ではない。そのため、第三者的機関の存在が必要になる。学校問題解決サポートセンターは、当事者同士のかけ橋の役割を担っている。

●法教育

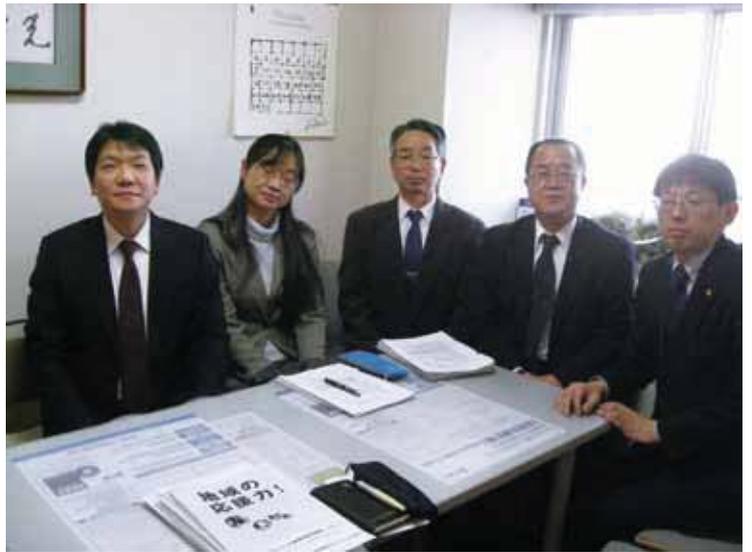
次に、法教育というユニークな取り組みについて紹介したい。現在、法教育が盛んである。毎月のように法教育シンポジウムが行われ、法務省、裁判所、弁護士会などの機関では、法教育の研究や資料作り、小中高等学校への出前授業などを実施している。

法教育とは、法律関係者以外の一般の人たちが、法律の根底にある価値観を理解し、法的思考を身につけるための教育のことだ。つまり、法・きまり・ルールを知ること、問題解決能力を備え、法が取り巻くこの世界で生きる力を身につけるための教育である。法教育が重視されている理由としては、裁判員制度が導入されたことが大きい。裁判員制度により、国民の司法への参加や刑事法の素養などが求められるようになったからだ。

現在、行われている法教育の資料や出前授業では、法律の細かな条文知識を学ぶことは行われていない。それよりも法的な考え方を身につけることを重視している。そのため、出前授業では、大学の法学部の授業のように法律家が講義するのではなく、生徒たちが一定のグループを作り、与えられた法的事例（校則はなぜあるか、契約は守らなければならないのか）などを議論する形をとる。色々な意見を言い合い、反論などを繰り返すことで、生徒たちに問題解決能力を身につけさせるのである。出前授業を行う法律家はあくまで司会あるいはナビゲート役に徹することになる。

法教育というからには、当然、法律家のアドバイスは欠かせないものとなる。教員は法律の訓練を受けていないからだ。ただ、法律家だけでできるものではない。法律家は教えることの訓練を受けていない。また、専門用語を使いたがるきらいがある。そのため、法教育において教員と法律家の連携が必要になる。今後、法教育を進めていくためには、教員を含めた学校との連携が重要になっていくだろう。

法教育は、まだ模索段階にあるといってよい。ただ、事後チェックを原則とした現在の法律制度において、法教育が



(東京都行政書士会北支部の皆さん)

必要であることは疑いない。今後も法教育の動向に注目していきたい。

●東京都行政書士会北支部の取り組み

東京都行政書士会の北支部は地域貢献の一環として、支部に「学校問題解決サポート委員会」と「法教育推進委員会」を設けて、学校問題に先進的に取り組んでいる。

学校問題解決サポート委員会は、前出の「学校問題解決サポートセンター」を東京都教育委員会が開設したのを受けて発足された。北支部は地域で学校を支える貢献活動として、「理不尽な要求を繰り返す保護者等の問題解決者としての行政書士の活用」を働きかけ、その結果、平成22年1月に北区教育委員会より「先生サポートほっとライン」の専門相談員として行政書士を活用したいとの依頼を受けるに至った。

「先生サポートほっとライン」事業は、学校内だけでは解決困難な事例に対応するための教員向けの相談事業で、相談員が教員からの相談に直接応じ、児童・生徒に関わる相談は社会福祉士が、学校への理不尽な苦情・要望など主に保護者に関わる相談を行政書士が担当するというものである。教員からの学校問題に関する相談に、対話促進型調停の訓練を受けた行政書士が、毎月2回北区教育相談所において主として電話で、時には学校に出向いて応対するという事業が、平成22年5月よりスタートしている。

法教育推進委員会は、法務省が平成17年に法教育推進協議会を発足させ、法教育の普及とその推進活動を行っていること、平成20年3月に告示された小中学校の学習指導要領で、法に関する教育を学習すべきとされていることなど背景に、若年層、教育現場への地域貢献活動の一環としての「法教育授

業」の実施を目的に発足した。

法教育推進委員会が推進する法教育プロジェクトのひとつとして、「きまりがあるのは何のため?～きまりの意味を考えよう!～」というテーマを掲げ、平成21年から平成23年の間に3回の法教育授業を実施している。委員である講師が題材となる法の立法趣旨の説明、問題提起をする。そのうえで、児童が各班に分かれ討論し、発表するという形で進め、最後に児童各自が感想を書くという授業である。班別討論では自由な発想で活発な意見が出るように、児童の発言を否定しない、結論に結びつけない等を配慮しつつ各班の担当会員が誘導していく。法律を身近なものとして感じ、問題解決能力を備えるという「法教育」の理念から、「法律を初めて教えて貰った先生が行政書士になる」ということも踏まえ、法や日常のルールの意義をわかりやすく、しかもレベルを落とさずに伝えている。

北支部では「そうだ、行政書士に相談しよう」という気運を作り、地域において行政書士は生活圏内にいる身近な良き相談者、地域に必要不可欠な国家資格者としての位置づけを確固たるものにし、行政書士に相談することが区内標準となることを目指して活動している。学校問題及び法教育に取り組む活動を支えているのも、この目先にとらわれない先を見据えた大きなビジョンと「草の根的」地域の協力である。行政書士と教育の接点は、持っている分野・技術を伝えることにより地域と学校を結びつけること、行政書士が法教育を担う意味は、「法と教育そして地域」という基盤に立ち、法律が何故存在するのか（学校現場のモラル低下）、地域性を訴える（条例、地域ごとの法律）、行政書士を広める（地域密着性）ことにある。今後、行政書士による地域貢献としての法教育活動が拡大していくためには、行政書士が地域住民から信頼され、望まれる存在となるように、本来の業務を地盤に、法教育活動を地域貢献として直接利益にはつながらないとしても息切れせずに継続していくことが必要であると考える。

学校問題の解決に向けて

東京都では、学校だけでは解決困難な問題が約9%の学校で発生している。（「公立学校における学校問題解決施策の検討に関する実態調査」：平成20年9月東京都教育庁指導部）そのような事態を受け、また、多様化する保護者や地域住民の要望への対応のため、東京都教育委員会は、「学校問題解決のための手引」を作成し、都内公立学校全教職員に配布した。この手引では、学校が保護者や地域住民と相互協力していくことがコンセプトとして明記されている。現場もがんばっ

ている。しかしもはや、現場だけでの対応では限界がきていることは否めない。もう一步踏み込んで、保護者、学校、教職員等の現場任せにするのではなく、専門家、企業などを含めた地域社会で取り組む枠組みを発展させていきたい。

そのような意味では、前出の行政による学校問題解決サポート、専門家による法教育への取組みはもちろんのこと、学校支援ボランティア活動の広がりも期待される。学校支援ボランティアとは、国の「学校支援地域本部事業」に連動する。東京都では、学校支援ボランティア推進協議会による取り組みで、家庭、地域、社会が連携・協働し、地域全体で学校教育をより良いものにしようとするものである。現状では、まだまだ問題点があるものの、適切な取り組みができれば、大きな効果があるのではないかと。

地域、社会の連携・協働においては、身近な相談先、地域に密着した専門家という特性がある行政書士は適任だ。学校、行政、地域の架け橋となって、学校問題の解決に積極的に関わりたい。

今回の取材で、子供たちに話を聞きたいと思い学校や児童館、公園などで接触を試みたが、これが思いのほか大変だった。物騒な事件が相次いで起きているためか、とてもガードが堅いのだ。やっと、接触できた子供たち（区立小学校高学年の男女）が、ぼつりぼつりと自分の様子を話してくれた。

「うちのクラスは授業中に立ち歩きする子はいるけど学級崩壊ってとこまでは行ってません。いじめはちょっとはあると思う。体操服や上履きを隠されたり。私は一学期にやられたけど今は終わりました」

「今、私は五人グループなんだけど、時々わざと仲間外れにされることがあってちょっと辛い。でも今更ほかのグループには入れません」

「学校の授業は塾に比べると簡単すぎて退屈。だけどつまらなそうにしていると担任の先生が可哀相だから、授業中はとにかく座って我慢してる。隣のクラスは崩壊しちゃってます。みんな発散してて、実はちょっと羨ましい」

「どの子供も自分の被害体験を語る」という点が印象的だ。子供が明るく、豊かに成長してほしいという願いは保護者、教職員、地域社会の誰もが一緒のはずである。目的を同じくする者同士が手を携えて協働していくことこそが、子供達のためであることは間違いない。

発信する行政書士の業務外活動ファイル **その2**

帆を張る

行政書士の3.11。
個人として、家族の一員として、
そして行政書士として、
「震災後」を生きること。

@TokyoGyoseiAssn 東京都行政書士会のツイッター公式アカウントが発足したのは、2010年3月24日のことです。ツイッターとは、「140文字以内の短い投稿（ツイート）を入力して、みんなで共有するサービス」のこと（公式ナビより。http://twinavi.jp/guide/section/twitter/step1）。140字で東京会からの告知を行ったり、会員の投稿を紹介したり、そんないつもの運用を行っていた午後、東日本大震災が起きました。東京で震度5強の揺れを観測し、テレビは黒煙が上がるお台場のビルを映し出し、電話は固定も携帯も不通。でも、ツイッターの画面にはひっきりなしに情報が流れてくる…。それぞれの被災状況、知り合いとの安否確認のやり取り、街の様子、交通機関の運行状況、公的機関発表、あらゆる情報がツイッターに集約され、拡散していくのを目の当たりにすると同時に、普段はさほど表に出てこないような、個人の人格や強い意思が感じられる投稿に心を揺さぶられたことを、忘れられません。

今回のインタビューでは、自らの行動をツイッターで発信し続けた東京と宮城の行政書士お二人に、震災以降の日々を話していただきました。

（インタビュアー：広報部 梶原 恭子）

インタビュー1

自らの善意を公表する勇気を。 夜を徹して事務所を開放し、帰宅難民を支援

きたまち総合事務所（東京都練馬区）
行政書士 三上陽三ゲオルクさん

●震災当日の状況を教えてください。

最初の揺れが起こったときは、この事務所で作業していました。1階にあるので、都心の高層階に比べれば揺れはましだったと思いますが、それでも、棚が倒れそうになるのをずっと手で押さえていました。幸い、妻とはPHSが繋がって無事がすぐに確認できましたが、帰宅後、子どもを寝かしつけてテレビやツイッターの書き込みを見ているうちに、「このままじゃいけないんじゃないか。何かできないか」と思い始めて。

●3月11日の夜は、東京会の会員も含めて、帰宅難民で大変でした。

妻は不安がっていましたが、午後10時過ぎにバイクで、事務所の様子を見に戻りました。そうしたら、事務所のちょっと先の川越街道を、帰宅する人たちがたくさん歩いていて。隣は自衛隊の駐屯地なんですけど、あの夜はトイレも開放してなくて。たまたま上京していた妻の父が、運行再開した大江戸線経由で戻ってきてくれたので、家も大丈夫かなと。

●それで、事務所開放を決めたんですね。「黒いバイクが目印」というツイッターの書き込みを目にしたのは11時過ぎのことでした。

まず、貼紙をプリンターで印刷して、バイクに布テープで張り付けて歩道に出しました。事務所の扉を開け放ち、布テープで「トイ

@Geo_Tokio いてもたってもいられず、事務所に来ました川越街道は思ったより徒歩帰宅者が多く トイレと携帯充電温かいカフェオレを提供しています！川越街道 ドンキホーテ >練馬駐屯地を超えたところです グーグルで「きたまち総合事務所」 2011年3月11日 23:05

レ」と文字を書いて。ドアの前から、呼び込みをしました。「トイレ、充電器使ってください！お茶もあります！」と。

●確か、充電器はau以外全て揃ってたんですね。翌朝までに結局、何人くらいの方が利用なさったのでしょうか。

最終的に40~50人くらいですかね。老若男女、いろんな方がいらっしゃいました。開けたとたん、トイレを借りに5人くらいの列ができて。新横浜から歩いてきたという方もいたなあ。一番喜んでもらったのは充電器です。ここで初めて、家族の無事を確かめられたという方もいらっしゃいました。あと、ここで知り合った方々が、仲良く連れだって一緒に帰られることも。やはり帰宅難民で立ち寄った読売新聞の記者さんから取材されたり（3月27日東京版17面に掲載）。土地勘のない方には、地図を印刷したり、避難所の情報を提供したり、ということもやりました。ツイッターの書き込みを読んだという近所の方が、差し入れを持ってきてくれると申し出てくれたのが嬉しかったですね。

●苦労したことはありますか。

若くて元気な男性がお一人、後から人が来ているのになかなか帰ろうとしないのにはちょっと閉口しました。5人くらいしか座る場所がないので。また、歩き疲れた年配の女性を、車で送ってくださる方がいないかと、信号待ちの車に呼びかけてみたりもしましたが、大半は窓も開けてもらえませんでした。警戒するのも無理はないですが。



●今後も同じようなことが起こったら、事務所の開放を またやりますが。

もちろんやります。うちはたまたま国道沿い、かつ店舗型の事務所ということもあって、充電器とトイレトペーパーの予備があればできることですし。ただ、もし自宅と兼用の事務所だったら、こうはいかないと思います。

●今後のツイッターの使い方について何があったらお願いします。

私がツイッターを始めたのは2009年のことで、政権交代やTBSラジオの「キラ☆キラ」という番組の影響が大きかったです。行政書士の仲間ももちろんですが、地元の練馬区の方々との繋がりを大事にしています。東京会で出す災害時の情報としては、ウェブサイトに災害ポータルのようなページがあれば良かったのではないかと

思いますが、これは日行連の役割かもしれません。一般の方は、非常時に、「じゃあ行政書士会のツイッターを見よう」とはならないと思うので、むしろ、事態がある程度落ち着いてから、行政書士の手続きの情報を提供していくと良いのではないのでしょうか。

●行政書士会でも支援活動が本格化します。

募金にはいろいろなルートがあると思いますが、私は主に、原発で大変な福島県へ直接募金を行う予定です。個人的には、中間の事務手続をなるべく省きたいので。東京会の募金に限りませんが、金額を他と比較するようなことはやめてほしいです。それとは逆に、日本人はシャイなところがあって、善い行いをしたときに、それを隠すようなところがあります。偽善と思われるのが、他人の目を気にすることなく皆が行政書士としてできること、得意なことでも積極的に支援していきましょう。そうした行動を継続的に発信し、常日頃から自治体を含めた周囲の方々との良い関係を築いておくことが、行政書士全体への信頼を高めていくのではないのでしょうか。

(3月21日、暖房を切った事務所にてインタビュー)



行政書士
三上 陽三ゲオルク (東京会)

1975年生まれ、東京都出身。母はドイツ人。成蹊大学法学部卒業。デザイン事務所勤務を経て2000年渋谷にて開業。2003年練馬車検場前に事務所移転。専門は運送業・貸切旅客・自動車登録など。3児の父。
www.eigyo-number.com

インタビュー2

被災後 3 日目にして、土木事務所に出勤。 ツイッターでたどる仙台の行政書士の 12 日間

なかのや行政書士事務所 (宮城県仙台市)
行政書士 塩谷豪さん

●ツイッターを拝見すると、地震の発生直後から書き込みが 始まっていますね。地震情報の RT に続いて、 14時54分には、「すべてブッチしてチビと嫁を見に行きます。 関係各位、ごめんね」と。

最初に揺れを感じたとき、私は区役所の近くで、車に乗って信号待ちをしていました。ツイッターで情報確認をして、まず、預けていた子どもをピックアップしに向かいました。仙台市内でも、地震の被害にはばらつきがあって、自分がいたあたりは建物の倒壊などはなく、車もまだ普通に動いていたのです。が、ちょうど退院することになっていた妻と電話で連絡がつかず、病院に到着する頃には、渋滞で身動きとれなくなっていました。結局、11日は、病院のロビーで過ごすことになりました。

●避難生活の始まりですね。

自宅は生活できる状況になく、妻の実家でその後の数日を過ごすことになりました。建物が壊れていないとはいえ、どこの家でも、水道・

@nakanoya 仙台の会社関係でヤバイ問題とか抱えてるひと、とりあえず明日の午前中、東仙台の土木事務所で無料で必要な書類つくるから、何かあったら来て。その場でやれるやつだけね!
2011年3月13日 20:19

ガス・電気のうち何かしらが欠けている状態でした。もちろん電話は使えませんでした。最初に復旧したのは水だったのでしょうか。

●こちらでは、次々と入ってくる津波被害の映像を見て いるしげできなかった頃です。被災地の他の行政書士 さんのツイートも途絶えている中、塩谷さんの3月13 日夜の「明日の朝、土木事務所で無料で書類作るが ら！」というツイートには度肝を抜かれました。

何かできることがないかと思って行ってみましたが、さすがにその日は誰も来ませんでした。ですから、実際の仕事ははじめは、16日です。それ以外の時間は、買い物に費やしました。店に物がなく、あれば長時間並ばないと買えなかった。読み損ねていた本を読みながら並んでいました。ガソリン不足もひどくて、移動手段を自転車に切り替えざるを得ませんでした。おかげで自転車が好きになりましたけど。

●事務所も自宅も使えず、仕事に不自由はなかったのでしょうか。

私はデスクトップPCは使用しておらず、常にノートPCを持ち運んでいます。資料は全てクラウド上に保存していましたが、そういう意味では支障はありませんでした。

●ツイッターの使い方について、何が変化がありましたか。

今回の震災では、ツイッターを使っていた人とそうでない人の間には、避難所や炊き出しなどの情報について、かなり大きな差があったと思います。私も現在、妻にツイッターの使い方を教えている最中です。私個人の使用方法としては、もともと、ツイッターを営業に使用しようとは思っていないこともあって、これまで通り、仲間たちとゆるく繋がっていきこうかなと。東京会のツイッター運用についてですか。「ツイッターを使って何か特別な広報を」ということではなく、会が持っている情報のうち、フォロワーが必要とする情報を提供していけば良いのではないのでしょうか。

●東京会でも、義援金やボランティアなどの支援活動が動き始めました。現地で必要としていることは何でしょうか。

うーん…。やっぱりお金が一番でしょうか。ただ、津波などで自宅や事務所を失った行政書士のために、仮設住宅の事務所版のような施設があれば有難いかもしれません。7、8人くらいが入れるスペースがあって、FAX兼プリンタのような複合機1台、PCが数台置いてあるような。その賃料を負担していただくとか。

●今後の復興支援に、行政書士としてどのように関わっていきたいですか。

これから、境界の確定の需要で、土地家屋調査士さんが大忙しになるでしょう。私も、調査士さんと一緒にお客さんのところに向いて、行政書士業務でお手伝いできればと考えています。行政に要望を出すなどの大きな枠組みに関しては、上の方々にお任せしたいと思います。

●最後に一言お願いします。

会津の牛乳会社が牛乳を出荷できないなど、風評被害で生産者が打撃を被っています。根拠の不確かな情報に惑わされないよう、切にお願いしたいです。

●大変な中、インタビューに応じていただき、ありがとうございました。

(3月22日、電話によるインタビュー)



行政書士
塩谷 豪 (宮城会)

弁護士事務所へ勤務し、企業法務案件に携わった後に平成20年独立。企業法務を中心に業務を行う。平成21年より宮城県行政書士会宮城野支部理事。

<http://nakanoya.me/>

@nakanoya 2011.3.11-3.22 (抜粋)

3月11日

- ・すべてブッチしてチビと嫁を見に行きます。関係各位、ごめんね (14:54)
- ・若林区沖野の七十七あたりは見てきましたが、火事とか倒壊とかはない、建物の壁が剥がれて家の中は結構めちゃくちゃ。おおむね人は無事そうでした!
- ・我が家はさんにんでこうさい病院に避難中

3月13日

- ・仙台の会社関係でヤバイ問題とか抱えてるひと、とりあえず明日の午前中、東仙台の土木事務所まで無料で必要な書類つくるから、何かあったら来て。その場でやれるやつだけね!

3月14日

- ・日本中のお客さんとか、会ったことない同業者たちから激励とか大丈夫?とかメール。マジで行政書士であることに誇りを感じるわ
- ・飲食系の人たちの頑張り、自分も何かしたいとは思いますが、俺にできることは地元の企業が復興していくときに手続きの面でサポートしてこと。今は家族をがっちりサポートして体力つけておきます

3月15日

- ・岩切では店舗の在庫がなくなり、買えるものがない。中心部の販売状況は分かるんだけど移動できず孤立し始めてる。この辺は水がないから、全体に不安が広がってきてる
- ・岩切がまた電気止まっちゃったので沖野の嫁実家に避難。電気水道あるので少し安心。チビのフラストレーションが溜まっているのが心配だなー

3月16日

- ・今日はバスで市内を回って、行けそうなところはお客さんのところにも寄って、しおやっすよー頑張って会社持ち直そうねーと言って回ろう。今日処理しないと潰れる会社があるし
- ・仙台市内某区役所。駐車場入口にたくさん救援物資並んでる!これから色んなところにも行き渡るはずだから頑張れよ!

3月17日

- ・ブログ書いたよ [ダイアリ]仙台の復興はじまっていますーまず、僕は全く怪我もなく、家族親戚縁者一同、無事を確認してます! 平成23年3月11日、もちろん仕.. <http://am6.jp/ibTwuD>
- ・ゆうバックは止まって、レターバックはオッケーみたいです。佐川も扇町センター止めで送れます

3月18日

- ・みずほは早急に復帰してもらわないと、うちの決済口座だから困るっつうか死ぬ
- ・とりあえず弊所の震災に関するバックアップ方針をアップしましたー <http://t.co/IvAmlft>
- ・震災の後あちこち自転車で回ったけど、自転車好きになっちゃった。うちにも買おうかな

3月19日

- ・週明けから被害の大きかった同業者をうちの事務所で引き取ることにした。働いて子供たち食わせなきゃなんないやつだからね

3月20日

- ・電話は繋がれどネットはダメ。何かが断線してる様子。なんだかなー

3月21日

- ・生協に物資並びつつ、 @isologue の「起業のファイナンス」読むとはなんとたる二宮金次郎
- ・地震後はじめてお風呂に入りました。ありがとうございます。ほんと言うと、地震の前もなんだか億劫で的な理由で入ってなかったことがあると思う。

3月22日

- ・業務再開初日、片付けとても疲れました。酒のみみたいです

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

法律実務検証

家事事件における行政書士の役割

昨秋、広報誌「Puente vol.1」の法律実務検証「入管だけではない？ 広がる行政書士の活躍の場」の家裁甲類で身分法、国際私法の知識がある通訳の事例において、「離婚、養子縁組等で活躍の場も」として家庭裁判所における行政書士の活躍の可能性について、元裁判官の立場から解説した。本稿は、いわばその続編であり展開編である。

平成13年6月の「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」においては、弁護士制度の改革の一コマとして「隣接法律職種の活用等」を掲げ、司法書士・弁理士・税理士の訴訟関与について述べた後、次のように指摘している。すなわち、「行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる」とし、ADRを含む訴訟手続外の法律実務に関して関与することも提言している（後者に関しては、すでに一部の行政書士会がいわゆるADR基本法における認証団体として活動を開始したので、ここでは専ら家庭裁判所における審判・調停に限定する）。

そうすると、行政書士が家庭裁判所の手続で活躍することができるのは、その「専門性」が発揮できる分野である。その必要性や「相応の実績等」の積み重ねを要請しているのも、まず制度化の前に実績を示せということであろう。行政書士が比較的多く活躍している分野は、建設業・宅地建物取引業・風俗営業・産業廃棄物処理業等の許可等申請業務、国籍帰化申請業務、法人設立手続業務、自動車登録等業務、会計業務等のようなので、家事事件でも遺産分割や遺産関係調停等では、各業態等の専門知識が活かされるであろう。

調停委員や家事審判参与員として活躍しておられる行政書士が既に存在する。人事訴訟の参与員として関与する時代も来るであろう。離婚や縁組あるいは就籍等の事件で、東南アジアや中南米等の外国人の通訳として活躍しておられる実績があることは前記広報誌で指摘されている。

問題は、家事審判や家事調停で、申立人や相手方あるいは利害関係人の代理人として活躍することができるかどうかである。この点について、審判・調停のいずれにも適用される家事審判規則5条1項は、家事事件における本人出頭主義を規定する。すなわち、「事件の関係人は、自身出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる」と規定する。この点は一般的には、弁護士法72条が弁護士でない者が業として訴訟事件や非訟事件の代理人となることを非弁活動として禁止しているから、無報酬で親族や知人の代理人となる場合以外には、家庭裁判所は代理人許可をしないのが通常である。ただ、その場合の許可・不許可は家庭裁判所の裁量に任されているので、必要性が高い事情がある場合等には、行政書士に

弁護士 梶村 太市 先生

PROFILE

1941年愛知県生まれ。弁護士（第二東京弁護士会）。
横浜家庭裁判所判事、横浜地方法務局所属公証人、早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）客員教授を経て現在弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック。
行政書士会総合研修の身分法講師。



代理人許可が出ることはあり得よう。特に、弁護士過疎地帯ではその必要性は高いと言えよう。

要は、弁護士法の規定に拘わらず、行政書士の専門性が顕著であり、その能力が高く、許可の必要性が高い場合には、家庭裁判所は代理人許可申請を認容することがあり得ると思われる。当面は、そのような実績を積み重ねて、行政書士の専門性を高く評価してもらうことであろう。

法科大学院制度が発足して5年を経過し、弁護士の新採用も年間2,000人を超えるようになって、弁護士過剰供給時代が到来したとの声も聴く。しかし、弁護士はどうしても報酬が1件につき20～30万円以上でないと受任したがない。そうすると、その金額以下の少額事件は、いわば行政書士や司法書士の活躍分野である。司法書士は登記事務と裁判手続事務に特化しているのに対し、行政書士の場合はその専門性が広範にわたっているため、少額の家事事件についてその業務範囲を拡大していくことは十分可能であると考えられる。家事審判や家事調停は訴訟事件ではなく、もともと非訟事件として行政処分的色彩が強いからである。

前述のように、司法制度改革審議会の意見書も、行政書士など隣接法律職種の積極的活用を挙げていることでもあり、弁護士法72条の非弁活動として禁止される範囲も制限的に解釈すべきだと考えられる。特に家事事件の分野は、経済的に恵まれない庶民がかかわる離婚・親子・遺産関係事件など少額事件が多い。これらについて弁護士が関与するのを好まない以上、行政書士などいわば街の法律家あるいは準法律家の積極的関与が期待されるのである。その前提としては、家事事件について研修などを通じてその実力を磨き庶民から信頼されることが必要不可欠である。

家事事件に関しては、梶村太市著『家事事件法』（加除出版・2010年）参照。

Column

「自炊」に関する一考察

行政書士 福島 信



PROFILE

1952年1月8日生
1993年 行政書士登録
東京都行政書士会知的財産・経営会計部 部長
日本行政書士会連合会知的財産委員会委員
日本行政書士会連合会知財グループ専門委員
文部科学省文化審議会著作権分科会委員
文部科学省「学ぼう著作権プロジェクト」委員
を歴任し、現在の「著作権相談員」制度の創設に努めた。
社団法人 著作権情報センター会員

日本経済が低迷しており、国民もお金を使わなくなり、食事もレストラン等の外食を避け、自分で食事を作る人が多くなったということをご自分で考えようということではない。著作権に関する話である。ここでいう「自炊」とは、書籍を裁断してスキャナーでスキャンして電子データに変換することをさしている。「自炊」というネーミングは書籍を裁断し、スキャンすることを自分で料理することになぞらえていつしかそう呼ばれるようになったという話と、裁断した書籍を電子データが吸い込んでいく様子からそう呼ばれるようになったという話がある。「自炊」にもさまざまな形が出現している。

- ①自分で裁断機やスキャナーを購入して、自分で購入した書籍を電子データに変換する。
- ②業者に自分の本を持ち込み又は郵送して、裁断から電子データに変換してもらう。いわゆる「自炊代行」といわれるものである。
- ③裁断機やスキャナー等の機器を設置してある店舗に行きそこで自分の書籍を自分で裁断しスキャナーで電子データに変換する。
- ④店舗で裁断済みの書籍を自分で選び、自分で店舗内に設置してあるスキャナーで電子データに変換する。

大きく分けると以上のような形に分類することが出来る。

現在、以上のような「自炊」が問題になっているのは、著作権法上問題があるのではないだろうかという指摘がなされているからである。

私見としては、上記①に関しては、私的使用のための複製ということで、問題にはならない。②に関しては、著作権法違反であり、③と④に関しては、議論のあるところであるが、現行法上は適法であるといわざるを得ないところである。

他国の移民政策から振り返る 日本の外国人政策

5年に1回出される第4次出入国管理基本計画が、2010年3月に発表された。そこでは人口減少時代の到来の中、積極的に外国人受入れ施策を推進していくこと、「経済成長に寄与する社会のニーズにこたえる人材の受入れ」「日系人の受入れ」「留学生30万人計画達成に向けた適正な受入れ」がうたわれている。

しかしながら現実には、以下のように外国人政策が適切なのかと疑問を感じるような問題が目立っている。

1. 2010年6月、大阪市に住む70代の姉妹2人の親族とされる福建省出身の中国人48人が、入国直後大阪市に生活保護を大量申請した問題
2. 在日外国人の海外に住む子供を対象とした子供手当の支給は6月支給時が10,656人で、審査を厳格化した10月支給は4,596人で、6月支給時から減った6,060人は受給資格がないと処理をされ、結果的に2億円ものお金が不適切に出て行ったとされる問題(*1)
3. 2008年のリーマンショックでせっかく呼び寄せた在留日系人約4万5千人が帰国。そもそも事業所が求める日本語読解能力を有する日系人労働者が約3割しかないという問題(*2)

そこで日本の外国人政策の参考とするため、イスラム系の突出した増加により多文化主義の見直しを迫られているドイツと、永住を前提とした移民政策をとっているオーストラリアの二国の移民政策を取材してみた。

I . 多文化主義の難しさ

～独在住15年のジャーナリスト田口理穂さんに聞く～

◆独の問題～多文化主義は失敗した

現在ドイツで移民問題というと、イスラム問題を意味する。元独連邦銀行理事のティロ・ザラツィン氏はベストセラーとなった自著『自壊していくドイツ』で「ムスリム圏からの移民はドイツを弱らせている」「トルコや中近東、アフリカからの移民は他国からの移民に比べて教育レベルが低い」と発言し、2010年9月辞職に追い込まれた。しかし、実際のところザラツィン氏に賛同しているドイツ人は少ない。ドイツのメルケル首相も2010年10月、「多文化主義は失敗した」と述べ、論争を呼んでいる。

ドイツでは2001年の同時多発テロ、2006年、2007年の独国内でのテロ未遂事件などで、イスラム原理主義への警戒心が強まっており、追い討ちをかけるようにリーマンショックで失業者は増え、健康保険料は値上がりし、年金の受給額は減っていく…と将来に不安を感じているドイツ人が多いことが背景にある。

ドイツ人の対応も問題だ。中には「外国人はドイツの税金で生活し、治安を悪くし、失業者を増やしている」と偏見を持っている人も少なくない。移民はそれを感じ取り、ドイツ社会を嫌って逸脱するという悪循環がある。

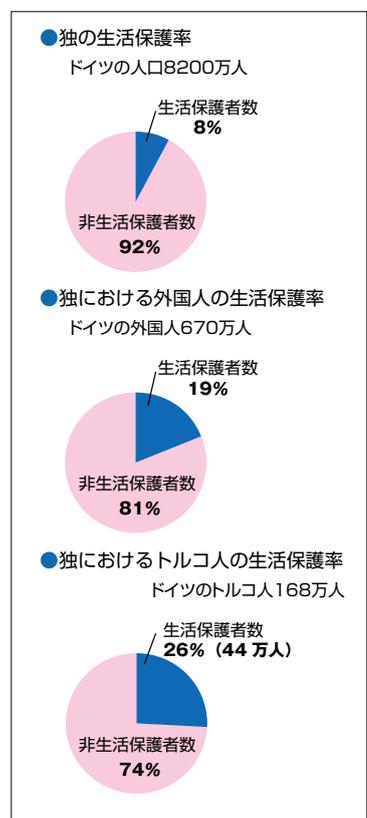
◆独の現状～外国人失業率はドイツ人の2倍以上

ドイツの人口は約8200万人。外国人の割合は、独連邦統計局によると約670万人(2008年)、全人口の約8.2%を占める。EU内の平均は

6.4%で、ドイツの外国人率はEU内で最も高い。全体ではトルコ系が25%と2位のイタリア8%、3位のポーランド6%を大きく引き離している(*3)。帰化したイスラム圏出身者を含めると総勢400万人(全人口の約5%)がイスラム圏のルーツを持つ。人数の多いトルコ人は目立ち、各都市でトルコ人街を作り、ドイツ語なしでドイツに溶け込まず生活している人も多い。

連邦統計局によると、ドイツでは2010年における総失業率が7.7%(*4)。ドイツ人の失業率が7.0%で、外国人が15.8%だから、自国民と比較して外国人の失業率が2倍以上と極めて高い状況にある。外国人は単純労働に従事している人が多く、不況の際解雇の対象になりやすいからだ。(グラフ1)

●グラフ1



PROFILE



田口 理穂 (たぐちりほ)

日本で新聞記者を経て、1996年よりドイツ・ハノーファー在住。州立ハノーファー大学で社会学修士号取得。ドイツの環境政策や雇用問題、少子化対策、移民問題、生活事情など、幅広く執筆。共著に『ニッポンの評判』(新潮新書)

例えばトルコ人の26%に相当する44万人が生活保護をもらっている。これはドイツ人の8%、外国人全体の19%という数字にくらべてずいぶん高い。外国人の失業者率と外国人人数がほぼ同じだから移民は必要ないようにも思えるが、政府はITや工業関係のスペシャリストは不足しているとして、積極的に受け入れる方針だ。独経済界によると少子高齢化などから毎年50万人の移民が必要との試算もある。

EUの規約により2011年5月より東欧からの労働力流入が自由化されると、ドイツには年間10万人以上の労働者がやってくるだろうと独職業安定所は予測している。すでにドイツのいくつかの派遣会社は東欧で人集めをしており、自由化とともに大量にドイツに送り込むつもりだ。安い東欧からの労働力が流入すれば、ドイツの失業率はもっと高まるだろう。

◆課題～移民の独社会への統合

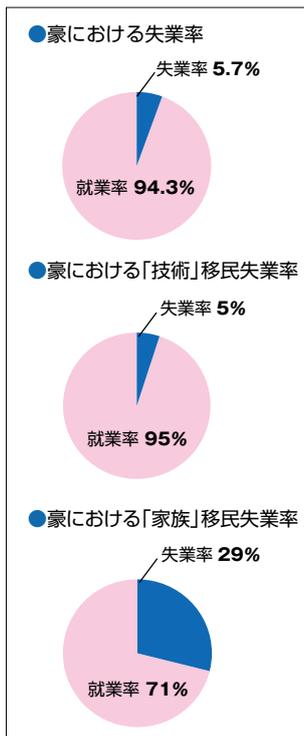
現在の課題は、移民をいかにドイツ社会に統合させるかである。そのポイントがドイツ語であり、ドイツ社会を理解することである。2005年から、ほとんどドイツ語を話せない移民は630時間の統合コース(*5)の参加が義務付けられ、ドイツ語、文化、法律、価値観に関する講習を受けることになった。これまで70万人が参加し、連邦政府は10億ユーロ(約1150億円：1ユーロ115円換算。)を支出(*6)。この額は他のヨーロッパ諸国と比べて最高である。

しかし外国人とドイツ人の理解を得て、これらのさまざまな施策が目に見える形で実を結ぶには、もう少し時間がかかりそうだ。

II. 豪では社会保障の多くが永住者に限定

～浅川晃広先生に聞く～

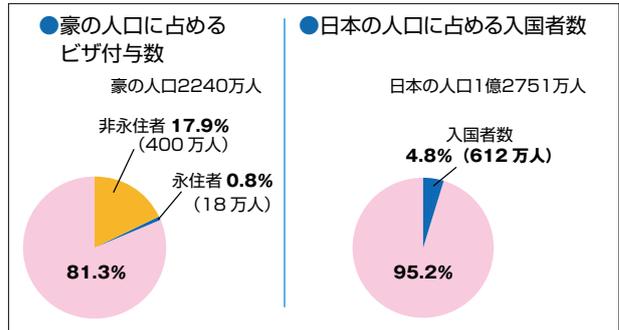
●グラフ2



◆豪の現状～「技術」移民は一般国民より失業率は低い

人口2,240万人、豪国籍の4人に1人は外国生まれ。オーストラリアでは国籍で区別しても無意味なので、一般的に外国人とは豪州出生でない人を指す。手に職があることで入った「技術」移民は一般国民より失業率は低い一方で、「家族」移民は高くなっている。移民省によると「技術」移民は失業率5%、労働参加率95%、オーストラリア国民全体の数字は失業率5.7%、労働参加率65.2%、「家族」移民の失業率は29%、労働参加率は65%と違いは明確である(2008-2010年)。(グ

●グラフ3



ラフ2)

◆豪の移民法とは～移民省の一元管理と規則による制定で変更が容易

- (1)日本には「ビザ(査証:入国に必要な入国許可証明)」と「在留資格(外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動等を類型化したもの)」があり、「ビザ」は外務省、「在留資格」は法務省と管轄が異なっている。が、オーストラリアは「ビザ」のみで一括管理をし、管轄も移民省が一元管理をしている。
- (2)ビザの種類は日本と違い法律ではなく、規則で定められていること、また移民省だけが管轄していることから、状況や追跡調査の結果等に応じて変更し易く弾力性がある。
- (3)移民国家であるため、永住ビザが海外にいながらにして取得できる。永住ビザは年間の付与数上限を移民大臣が設定。永住ビザは大別して①「技術」(豪の経済成長に必要な技能を持つ者)、②「家族」(豪永住者が身元引受人となって呼び寄せる配偶者、子、親など)、③「人道」(難民など)に分かれる。
一方、非永住ビザは「短期滞在」、「留学」、「技術」、「家族」など日本の在留資格とほぼ同じである。
- (4)2008/09年度(2008年7月～2009年6月)のビザ付与数約418万人(人口の18.6%)、うち永住者約18万人、非永住者約400万人となっている。(グラフ3) 永住者の「技術」約11万人、非永住者の「技術」は約10万人と永住者、非永住者の「技術」ビザの付与数はほぼ同じとなっている。2002年以降移民による人口増加が自然増を上回り、

PROFILE



浅川 晃広
(あさかわ あきひろ)

名古屋大学・大学院国際開発研究科講師。在オーストラリア日本国大使館専門調査員(2002年から2004年)も勤める。著書に『在日外国人と帰化制度』(新幹社)、『オーストラリア移民政策論』(中央公論事業出版)など、日豪の移民政策が専門。

<http://www.geocities.jp/asakawaakihiro/>

2009年4月からの1年間において移民による増60%、自然増40%となっている。(*7)

◆日本にはない制度～必要な職種の移民のみを募集

(1)永住ビザ～「技術」は雇用主推薦のスポンサー系とポイントテストの独立系

永住ビザの「技術」はスポンサー系と独立系に分けられる。スポンサー系(雇用主推薦型)は自国民で充足できない職種に外国人を呼ぶもので就職先が決まっており、ポイントテストがない。一方独立系はポイントテストがある代わりに原則スポンサーの推薦が不要。つまり自分で就職先を探すことが可能となっている。ポイントテストは技能、職業経験、英語能力、年齢などによりポイントを合算していく。

(2)永住ビザ～州指定技術移住ビザ

医師や看護師、技術者はシドニー、メルボルンなど大都市に集中し、地方では不足が深刻なため、州政府が独自に不足職種を指定することが可能。ポイントテストの点数も低く設定されているため、地方移住へのインセンティブとなっている。

(3)永住ビザ～親呼び寄せビザ

「家族」移民の大半は配偶者だが、親も呼ぶことは可能である。親は社会保障負担の可能性が高いので制限したいという思惑から、カテゴリーを2つ設けている。普通に永住権申請して約10年待つこととなるカテゴリー(手数料3,245豪ドル(約27万円:1豪ドル83円換算。以下同じ)と社会保障負担費として3万9,700豪ドル(約330万円)払えば優先的に呼び寄せられるカテゴリーである。

(4)帰化はテストと国籍付与式

帰化する場合、国籍テストや国籍付与式があり、国籍付与式では移民大臣や代理人(市長等)が豪市民となった証明書を一人一人に手渡ししてくれる。申請前に4年間在留し、うち1年は永住者であることが要件となっている。

◆豪の特徴～永住ビザと社会保障との強い連動性

健康保険は、永住ビザ保持者に限定され、保険に入っていれば基準額が補填される。

年金は①税から払われる年金と②保険料から払われる積立型の年金があり、①の年金は永住ビザを保持して居住した期間が10年以上必要である。②の積立型の年金は、外国人であっても就労可能なビザであれば適用され、当該外国人が一定年齢に達した場合、出国する場合には積立年金の返還を求められることができる。

児童扶養手当も永住ビザがなければ対象外となる。また、失業手当等は更に厳しく永住ビザを取得してから2年以上以降に受給権が発生する。

直接国家の財政から支給される場合は、外国人の場合永住ビザ保持者に限定することになっており、永住ビザの「重み」がオーストラリアにおいては非常に大きいといえる。

◆豪の移民問題～移民国家でありながら日本より少ない不法滞在者

2005年シドニークロナラ海岸の事件(*8)や2009、

2010年のインド人留学生への暴力行為などは単発的にはあるが、ドイツのような構造的かつ深刻な問題はない。確かに社会統合に問題のある集団もないことはないが、ドイツのトルコ系、フランスの北アフリカ系のような多数の集団は存在していない。これはやはり「技術」移民を中心とした選別的な受入れの成果だと思われる。

また、アメリカでは不法滞在者が1,200万人と言われているが、オーストラリアの不法残留者は2010年6月末では推計5万3,900人となっており、移民国でありながら、日本よりも少ないことは特筆に値すべきかと思われる。

日本は2010年1月現在で不法残留者約9万2千人。2009年の入国者数612万人(豪の1.46倍)で、人口(約1億2,751万人)に占める入国者数割合は4.8%(*9)となっている。

◆豪の統合政策～英語による国籍テスト

家族ビザなどで英語を話せない人はたくさんいるため、AMEP(Adult Migrant English Program)という英語教育プログラムがある。第二言語としての英語を教える専門家も育てている。510時間無料で2億1,200万豪ドル(約176億円)を2010/11年度は拠出。社会保障受給者になってしまうより、英語を覚えて働いてもらったほうが本人のためにもなり、社会保障負担も減るといった考え方が根底にある。移民の定住を支援する団体への助成(3,600万豪ドル:約30億円)もある。

2007年から開始された国籍テストは、シドニークロナラ海岸の事件が一因とも言われているが、文化、法律、歴史、価値観に関する問題を英語で出題している。

◆今後の日本について～日本語での囲い込み及び社会保障と在留資格の連動性

オーストラリアは資源があり、英語圏からの移民の潜在的需要があるため拡大成長路線をとれるが、日本は日本語が壁となり人口減少の補填をするまでにはいたらない。そのため以下2点のような施策が有効と考える。

(1)人口、生産性、労働参加率の改善に努め少子高齢化でも耐えうる体制をつくる

(2)日本語を覚えた人は日本へ来るので、外国で日本語を無料で教えるなどして囲い込む

日本の外国人政策はもともと外から来た外国人ではなく、日本国内にいた日本人で第二次世界大戦の敗戦によりいきなり外国人になった(在日朝鮮人・台湾人など)人を対象に始まったという特殊性がある。特別永住者として身分を保障されているそれらの人々と違い、外国から来て、永住者でもないのに社会保障にアクセスできる人が増えていることが問題となっている。今後は日本でも国家財政からの「給付」形式のものについては、外国人であっても、在留資格等との関連性が位置付けられる必要性を痛感している。

Ⅲ. 参考～ドイツ・日本の外国人と社会保障

◆独の社会保障～外国人との区別はない

ドイツにおける、5つの社会保険制度(年金保険、医療

保険、労働災害保険、失業保険、介護保険)において、ドイツ人と外国人との区別はなされていない。生活困窮者を対象とした社会扶助の適用対象者についても、区別はされていないが、受給対象となった場合には、国外退去命令が発せられる場合がある。(*10)

日本は年金保険、労働災害保険、失業保険、児童手当で特に外国人だからという制限は無い。健康保険は1年以上の在留期限がある外国人に限るが、ほぼ制限は無いに等しいといえるだろう。生活保護は活動に制限を受けない「永住者」「定住者」など身分系の外国人に限られている。年金保険は25年の加入期間が必要なため、被保険者期間が6ヶ月以上あり帰国した外国人に関しては脱退一時金が支給される。また、日本と社会保障協定が締結されている国であれば年金加入期間が通算できる。

◆日本の失業率、生活保護率

日本は2009年で人口約1億2751万人、外国人218万人、人口に占める外国人割合1.7%(*11)となっている。(グラフ4) また、日本の2011年1月の完全失業率は4.9%(*12)、日本の生活保護の被保護実員数は2009年3月現在約159万人で対人口比1.25%、外国人の被保護実員数は約61万7千人で対外国人比28.2%となっており、外国人が生活保護受給者全体の約38.8%を占めている。(*13)(グラフ5)

◆終わりに〜

ドイツでは、イスラム系住民が人口の5%を占め、2010年10月メルケル首相が「多文化主義は失敗した」と述べ論議を呼んでいる。

オーストラリアの移民法ではポイント制をとり、不足する業種に限って移民を受け入れる、永住許可を取って初めて年金や医療の社会保障が受けられるなど、国家の財政支出とビザが連動しており、外国人に対する財政支出にはシビアである。

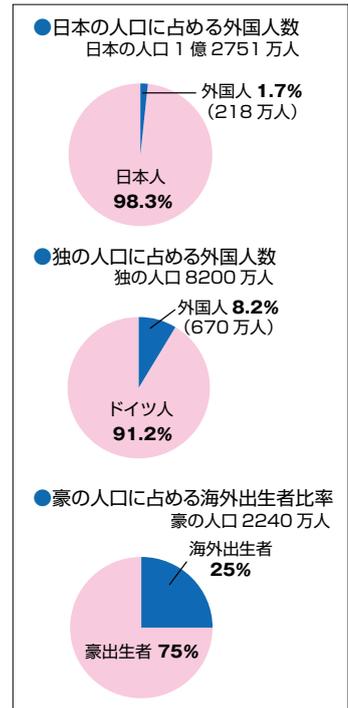
日本でも積極的に外国人受入れ施策を推進していくのであれば、今まで以上に「外国人政策」が重要となるだろう。外国人は一度受け入れてしまうと、家族を作り、あるいは家族を呼び寄せ定住化する。一生日本に住むことを前提に政

策でコントロールをしなければ統合の失敗、財政への重大な負担となるのは冒頭に上げた3つの事例からも明らかではないだろうか。

今後法務省の出入国管理政策懇談会などで具体的な政策はつめていくと思われるが、行政書士は入管業務の取次ぎを23年来続けており、外国人の実態を一番よく知っているともいえる。ドイツが今抱えている外国人問題、オーストラリアの移民政策を知ること、今後の日本の外国人政策について積極的に議論する参考としてもらえれば幸いである。

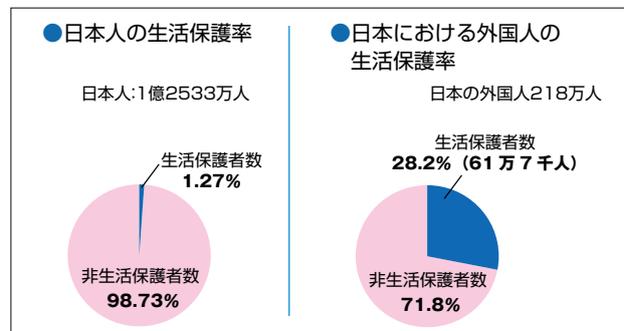
*なお今回社会保障対象者のうち、難民は対象外としている。
*グラフは基準や年度が同一ではないので参考にとどめてほしい。

●グラフ4



(広報部 武田敬子・山口浩)

●グラフ5



●参 照●

- *1 2011年2月15日衆議院予算委員会会議録
- *2 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 2010年12月4日開催「今後の外国人労働者問題を考える」基調報告、同機構 2010年10月「日系人労働者の就労実態調査」
- *3 2009年、外国人の数字のデータ <http://www.welt.de/politik/deutschland/article9475620/Kein-EU-Land-hat-mehr-Auslaender-als-Deutschland.html>
- *4 連邦統計局のデータ。2010年の失業者数、ドイツ全体で7.7%
http://statistik.arbeitsagentur.de/nn_4236/SiteGlobals/Forms/Suche/serviceSuche_Form.html?allOfTheseWords=Arbeitslosigkeit&OK=OK&pageLocale=de&view=processForm
- *5 外国人の統合コースについての概要
<http://www.migration-asy.de/public1/auf/home.nsf/0573e93765407cfcc1256aab006ed6e7/c16f2bb145c56ecbc1256f63003149bblOpenDocument>
- *6 統合コースについての人数と、国の支出額
<http://www.welt.de/politik/deutschland/article12311354/Integration-in-Neukoelln-645-Stunden-Deutschland.html>
- *7 豪移民省 Fact Sheet 15 - Population Projections
移民増とは1年以上豪に滞在する人を基礎とし、入国者から出国者数を引いたもの <http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/15population.htm>
- *8 2005年12月豪シドニー郊外クロナラ海岸で、この地域で発生した一部のレバノン系集団の暴力事件に抗議する大規模集会が開催されたところ、一部が暴徒化し、中東系の人々に暴行を加えた事件
- *9 第4次出入国管理基本計画 2010年3月。再入国者数を除く
- *10 厚生労働省 諸外国における外国人労働者対策 2010
- *11 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料 2011 総人口及び人口増加国籍別登録外国人人口
- *12 総務省統計局労働力調査 (基本集計) 平成23年1月分
- *13 厚生統計要覧第3編 社会福祉 第1章 生活保護 3-10表「日本の国籍を有しない被保護実世帯数・実人員、年度別」表番号3-5「被保護実人員・保護率、保護の種類×年度別」http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyk_3_1.html

活動レポート 01

●行政書士ADRセンター東京

行政書士ADRセンター東京 03-5489-7441
電話相談：午前10時～午後4時（火曜日・木曜日・土曜日）

①調停センターとしての認知度の向上

ADRセンターには最近問い合わせが多くなってきている。ホームページをみた、弁護士、司法書士等の他の士業から紹介を受けた、他の相談センターから連絡を受けた、以前相談をした人から教えてもらったというケースが多くなりつつある。

センターの取扱分野が特異なもの（外国人、自転車事故、ペットトラブル、敷金原状回復）を扱っているということもあるが、各方面でセンターの認知が高まりつつあるのは嬉しいことである。市民の皆様にとって身近な紛争解決センターとしてより認知されるためにどうしたら良いかをこれからも考えていきたいと思う。

②賃貸住宅問題相談センターとの協働

1月27日から2月28日までの約1ヶ月、国土交通省からの委託事業で敷金・原状回復分野における電話・面接相談を受けることになった。本会は相談業務を強化するため「賃貸住宅問題相談センター」を設立（賃貸住宅問題特別委員会が所管）した。事業期間内の相談件数は電話相談10件、面接相談（講演会時に行った面接相談を含む）19件に至った。また、2月24日にセルリアンタワー東急ホテルにて行われた講演会においては急遽設営した合同センター内第2会場を含めて138名の参加をいただき盛況のうちに終了することができた。

今回の事業期間内では相談から調停に繋がるケースはなかったが、話し合いによる紛争解決は金銭面・時間面においても両当事者にとって好ましいことであり、以後もこのような事業が行われるときにはセンターとしても協働体制で取り組みたいと考えている。

活動レポート 02

●市民相談センター

市民相談センター 03-5489-2411
電話相談：午前9時～午後5時30分（月曜日～金曜日）

市民相談センターでは、市民の皆様から寄せられる暮らしと事業に関するさまざまなお悩みに、丁寧に対応させていただいております。

東京都行政書士会は先日、池袋のサンシャインシティにおいて、行政書士制度60周年記念事業「行政書士フェスタ2011」を行いました。その中で市民相談センターでも行政書士のことをもっと市民の皆様を知っていただくグッズ（ポケットティッシュ）を配布させていただきました。そこには図のようなカードが添えられており、ティッシュを使い終わった後でも、皆様の財布の隅に忍ばせておけるようなサイズになっています。相談員が一つ一つ心を込めて皆様の一助となるべく封入作業をしたものです。日常生活の「困った」に応えたい、そんな気持ちで平日9時から5時30分までの短い時間ではありますが、無料の電話相談をお受けしておりますので、お気軽にご相談いただければ嬉しく思います。



行政書士はあなたの街の法律家です

東京都行政書士会
市民法務相談
電話相談 **無料**
お気軽に、お電話で、ご相談下さい！

行政書士は

日常生活や事業経営の様々な場面で
あなたのお役に立ちます。

暮らし

戸籍、離婚、借地借家、
近隣問題、示談書、交通事故、
公正証書、クーリングオフ 他



高齢社会

相続（遺言、遺産分割協議、
遺言執行等）、成年後見、
悪質商法被害 他



ビジネス

会社・NPO法人等設立、許認可申請（建設
業・宅建業・産廃業・風俗営業・運輸業・
飲食店等）、著作権、中小企業支援 他



外国人

ビザ（取得・変更・更新）、
永住、帰化、国際結婚 他



その他

DV・ストーカー被害、
告訴・告発、ペットトラブル 他

活動レポート 03

●成年後見センター

成年後見センター 03-5489-7444
電話相談・対面相談（予約制）：午前10時～12時・午後1時～4時（月曜日・木曜日）

一般社団法人成年後見支援センターヒルフェ 設立総会開催報告

昨年12月、一般社団法人成年後見支援センターヒルフェが設立され、3月1日設立総会が開催されました。

当社は、行政書士による社会貢献の一環として、成年後見の推進のために設立された団体です。成年後見の普及・促進や、後見人となった行政書士の支援・監督などを行うことを目的としています。

法人名であるヒルフェ（hilfe）は、成年後見の先進国であるドイツの言葉で「援助」という意味です。高齢者や障がい者など成年後見制度を必要とする方々を支援し、社会に貢献しようという熱意がこの名前に込められています。

当社は皆様の期待に応えるべく、専門職後見人団体として後見人養成を行い、地域社会や関係団体と連携しながら普及啓発活動を充実させてゆく予定です。

今後とも当社団へのご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

東京都行政書士会のインターネット広報について

東京都行政書士会では、紙媒体による広報に加えて、インターネットによる広報を行っています。東京会の公式ウェブサイトは平成14年に発足、平成21年6月に全面リニューアルを行いました。行政書士の業務や、東京会3センター（市民相談センター・成年後見センター・行政書士ADRセンター東京）の紹介も、こちらでご覧になれます。平成21年7月には、動画サイト「YouTube」を利用した広報が始まりました。中西豊会長が1月に1回程度登場し、行政書士会の活動を紹介しています。今後は会長だけでなく、東京会の一般会員にも協力していただきながら、撮影を重ねていきたいと考えています。一番新しいネット広報の目玉は、昨年3月に始まった「東京会公式ツイッター」。士業による公式ツイッターとしては業界初の試みであり、他県の行政書士、他仕業の方々、行政書士試験受験生をも巻き込んで、ちょっとした反響を呼んでいる模様。日々のツイート（つぶやき）をチェックしていると、行政書士の日々の喜怒哀楽が伝わってくるほか、業務に関する新しい情報、東京会や会長に対するご意見も多々見受けられます。特に、会員用サイトの「ご意見箱」には上がってこない要望をすくい上げる手段として、東京会ツイッターは貴重な存在です。皆さまのアクセスをお待ちしています。

- 東京都行政書士会公式ウェブサイト <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>
- 東京都行政書士会 YouTube チャンネル <http://youtube.com/Tokyogyosei>
- 東京都行政書士会公式ツイッター <http://twitter.com/TokyoGyoseiAssn>

編集を終えて

広報部長 森山 潤

桜の花だけが聞かれる季節になりましたが、今年がこのような年になるとは、誰が考えたでしょうか。3月11日午後2時46分に起きた東日本大震災と、それがもたらした大津波によって、東日本の太平洋沿岸部の都市は瓦礫と化しました。荒涼として続く廃墟の街をテレビや新聞で目の当たりにしたとき、地震直前まで当然のように営まれていた人々の暮らしを想像して、いつ途絶えるかもしれない日常の脆さと命のはかなさを思い知らされました。一方で、生き残り避難した人々の姿を見、声を聞くにつけ、物心両面で立ち直れないほどの痛手を受けながら、現実を受け止め乗り越えようとする人の心というものに、不思議な気持ちと感動を覚えました。とはいえ、心のケアは今後の大きな課題となるでしょう。

これに対して福島第1原発の事故は、明らかに国の原子力政策の欠陥が生んだ、天災に誘発された人災としか言いようがありません。設計に当たった米ゼネラル・エレクトリック（GE）社の技術者が「設計に特有の脆弱性がある」と米議会で証言していた、まさにそれと同型の沸騰水型軽水炉を、通産省（当時）のコスト優先の方針の下で耐用年数を延長して40年間も使ってきました。耐震指針の改定を受けて一昨年に行われた経済産業省の審議会においては、「869年に発生した真観地震クラスでも問題ない」との見方を、東京電力が示していました。そしてこの地震。誰のどのような決定が、どのような人の利益が、この人災を生んだのでしょうか。日本には現在沿岸部に54基もの原発が設置されています。政府が昨年策定した「エネルギー基本計画」は根本から見直されるべきであり、厳しく監視する必要があるようです。

さて、『プエンテ』第2号をお届けします。震災前にはあらかたの原稿が出揃っていましたが、震災後の発行ということで、「帆を張る」については震災時の行政書士の活動を掲載しました。特集では学校問題を取り上げ、教育の現場を取材するとともに、行政書士が今していること、できることについて取り纏めました。記事の中でも触れられていることですが、目先にとらわれることなく大局的なビジョンを持って「草の根的」に地域と協力してゆくことは、広報活動にも相通じる大切な考え方です。『プエンテ』の編集にも生かし、さらに充実した対外広報誌に育ててゆきたいと思います。

行政書士とうきょう増刊号 Puente VOL.02 号 平成23年4月10日発行 定価200円（送料別）

購読をご希望の方は、東京都行政書士会事務局までお問い合わせください。

編集 東京都行政書士会広報部
 編集委員長 森山 潤
 編集委員 田村通彦 吉元和俊
 高橋敦子 梶原恭子
 青山純子 武田敬子
 久保晶子 山口 浩
 森 紋子 大門則亮

発行人 東京都行政書士会
 会長 中西 豊
 〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-16
 TEL03-3477-2881 FAX 03-3463-0669
 印刷所 小宮山印刷株式会社

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。